

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料【追加】

令和4年11月16日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 【追加】 令和3年度及び令和4年度の区立保育園の管理運営委託料支払に係る社会福祉法人じろう会との交渉経過について・・・・・・・・・・	2

(教育委員会)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年11月16日

件名	<p>【追加】令和3年度及び令和4年度の区立保育園の管理運営委託料支払に係る社会福祉法人じろう会との交渉経過について</p>
所管部課名	<p>子ども家庭部子ども施設運営課</p>
内容	<p>令和3年度及び令和4年度の区立保育園の管理運営委託料（以下「委託料」という。）支払に係る社会福祉法人じろう会との交渉経過について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 区立新田さくら保育園の概要</p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人じろう会 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号</p> <p>(2) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間） ※ 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで（10年間）も指定管理者として当園を運営 ※ 令和5年4月1日からは別の事業者（ライクキッズ株式会社）が指定管理者として当園を運営する予定</p> <p>2 背景</p> <p>(1) 足立区立保育所の委託料については、区と事業者との間で「年度協定書」を毎年締結し、支払を行っている。</p> <p>(2) 相手方は委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることを認める内容の年度協定書（新協定）の締結を求めている。</p> <p>(3) 区としては、積立金（繰越金）の協議・返還に応じてきた事業者に対してのみ新協定の締結を認めてきたため、協定書の内容について双方で合意できず、令和3年度以降の委託料を支払うことができていない。</p> <p>(4) 相手方は、区から令和3年度以降の委託料が支払われていないことを理由に、基本協定書に定める次期指定管理者への引継や業務評価シートの提出を拒否している。</p> <p>3 民事調停における協議</p> <p>区はこれ以上の長期化を避けるために、令和4年9月14日付で相手方に対し、年度協定書の締結及び基本協定書に定める指定管理業務の適切な履行等を求めるため、東京簡易裁判所への民事調停の申立てを行い、令和4年11月8日の第1回民事調停の期日において、区は次の（1）から（4）について主張した上で、相手方と協議を行った。</p>

	<p>(1) これまで区としては、積立金（繰越金）の協議・返還に応じてきた事業者に対してのみ新協定での締結を認めてきた。</p> <p>(2) しかし、令和5年度から事業者が変更になることにより、本来であれば1年前からの実施が必要な引継が半年経過しても実施されておらず、当該園に通う園児やその保護者に対して大きな不安を与えてしまっている。</p> <p>(3) そのような状況を鑑みて、<u>区としては、当該園に通う園児やその保護者の不安を取り除くことを最優先とし、令和3年度及び令和4年度の年度協定書については、相手方が求める新協定により締結する。</u></p> <p>※ 新協定は委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることを認める内容の年度協定であり、これまでの当園の実績では年間3～4千万円が執行残額として収益になる見込み。</p> <p>(4) 新協定の締結により、<u>相手方に対し速やかな引継の実施とこれまで滞っていた業務評価シートの提出や内定園児の受入れの適正な履行を促す。</u></p> <p>4 今後の対応</p> <p>(1) 調停員からの提案により、代理人間で協議を継続する。</p> <p>(2) 令和4年11月28日に2回目の期日を設定し、それまでに調停条項案を作成する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>園児の保護者に対し丁寧な説明を行い、不安を解消することができるよう努めていく。</p>

【別紙：これまでの経緯】

日付	経過
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足立区公設民営保育園の管理運営経費については、指定管理者との協定に基づき私立保育園と同一の基準により支払っている。 ・ 執行残額が生じた場合は、管理業務運転資金として翌年度以降に繰り越すことができ、これを積立金として指定管理者が保有してきた。 ・ 指定管理者との協定書上、管理運営経費は公設民営保育園の管理運営業務以外に使用することができないことから、指定管理者は積立金を収益とすることができない。 ・ しかし、区への積立金の返還等について定めがなく、取り扱いの不明確な積立金が積みあがる状況となった。 ・ そのため、区は各指定管理者に対し、積立金のうち退職給付引当金や賞与引当金を控除した額について返還を求めるとともに、委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定書への移行を提案した。
令和2年 8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者13者のうち9者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。
9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金返還に係る民事調停の申し立てを実施
令和3年4月 ～ 令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。
令和4年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人じろう会との民事調停不成立（他2者については和解成立、1者については調停継続中）
5月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度分の支払可能期限を過ぎたため、支払が不能となる。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人じろう会を除いた残りの1者とも和解案がまとまり、和解が成立していないのは1法人のみとなる。
6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、以下について再三にわたり求めるものの、委託料が支払われていないことを理由に拒否される。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度からの新事業者に対する引継ぎ ○ 令和3年度における新田さくら保育園の管理運営業務の履行状況に係る業務評価 ・ 新田さくら保育園へ内定を出した児童について、委託料の支払いを受けていないことを理由に受け入れを拒否される。
9月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の締結等を求める民事調停の申し立てを実施（9月9日区長専決処分）
10月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新田さくら保育園 第1回保護者説明会を実施
10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文教委員会において、専決処分について報告及び承認を受ける。
11月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回民事調停期日